

妊産婦医療費助成制度のご案内

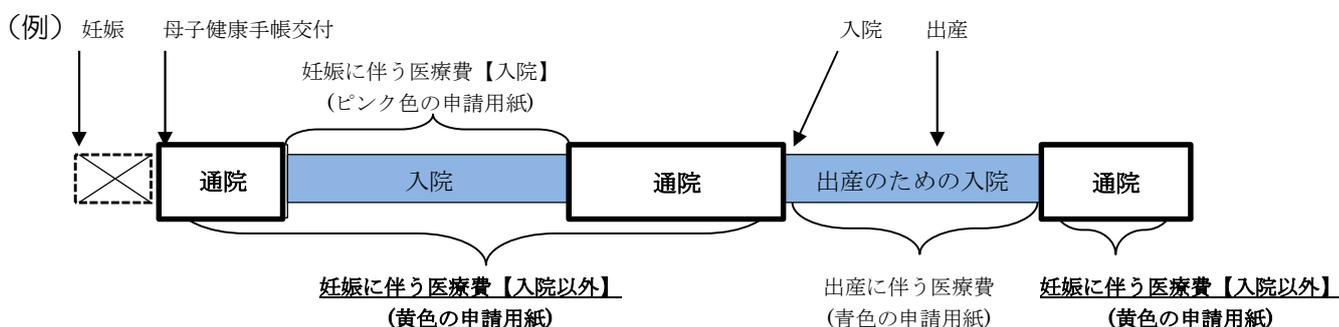
妊娠に伴い生じた疾病による医療費助成【入院以外】(黄色の申請用紙)

妊娠に伴い生じた疾病による医療費のうち、入院以外(外来診療・院外薬局での調剤等)に係る費用の総額が1万円以上の場合に定額1万円を助成します。

※出産に伴い生じた疾病による医療費および入院に係る医療費は、別の申請が必要です。

【対象者】 母子健康手帳の交付を受けた方で、能美市民の方

【対象診療期間】 母子健康手帳交付日以降、出産の翌月末日までの期間



【申請期限】 出産日の翌々月から6か月以内

【対象医療費】 保険診療(入院以外)の自己負担が1万円以上の場合に、定額1万円

【申請方法】 各窓口にある「妊娠に伴い生じた疾病による医療費支給申請書【入院以外】(黄色)」を記入し、領収書の原本、申請者の通帳またはキャッシュカードの写しを添付して申請してください。

※ゆうちょ銀行への振込の場合は、通帳をご用意ください

【注意事項】

- ・助成の上限金額は1万円です。上限を超えた金額は助成できませんので、ご注意ください。
- ・保険診療の自己負担の総額が1万円以上でない場合には、支給できませんのでご了承ください。
- ・領収書の原本の提出がない場合は、支給できませんのでご注意ください。
- ・一度お預かりした領収書はお返しできません。確定申告やご自身の控えとして原本が必要な場合は、ご自分でコピーをとり、原本と一緒に持ちください。照合してから原本をお返しします。
- ・健診費用は対象外となります。健康推進課の制度をご利用ください。
- ・振込口座は、必ず申請者本人の名義のものを記入してください。
- ・市税等を滞納している(能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則第7条に該当するものを除く。)場合は、助成サービスに制限を受けることがあります。

【お問合せ先】 子育て支援課 ☎0761-58-2232 Fax0761-58-2293

【申請先】 子育て支援課、寺井サービスセンター、根上サービスセンター